

## 〔1〕制服 方針：「着たい時に着たい物を、きちんと着る！」

Aタイプ 冬服：本校指定のグレーの詰襟学生服と同色のズボンを着用する。

学生服の中着は本校指定長袖（又は半袖）カッターシャツに限定する。

夏服：本校指定の白無地の半袖カッターシャツ又は、長袖カッターシャツ（裾はズボンの中に入れる）と夏生地のズボンを着用する（冬用でも可）。

Bタイプ 冬服：本校指定のグレーのジャケットと同色のひだ入りスカートを着用する。  
ジャケットの中着は本校指定のセーラー襟ブラウスとする。スカート丈は、膝が隠れる程度とする。

夏服：本校指定の白無地の半袖セーラー襟ブラウス（長袖でも可）と夏生地のスカートを着用する（冬用でも可）。

Cタイプ 冬服：本校指定のグレーのジャケットと同色のズボンを着用する。  
ジャケットの中着は、本校指定のセーラー襟ブラウスとする。

夏服：本校指定の白無地の半袖セーラー襟ブラウス（長袖でも可）と夏生地のズボンを着用する（冬用でも可）。

着用期間 特に限定をしない。

## 〔2〕準制服

本校指定セーターとベストを準制服とする。準制服は、任意購入品であり、着用を義務づけるものではない。ただし、制服と併用してセーター類を着用する場合準制服以外の物の着用をしない。

準制服での、登下校、校内生活を認める。ただし、制服の上着と併用する場合は裾や袖からはみ出さないように着こなすこと。

準制服の着用期間は制服に準ずる。

## 〔3〕防寒具

防寒着：黒、紺、グレーなどの派手でないと思われる色で、単一色無地のコートやジャンパー、ウィンドブレーカー等であること。部活動で使用しているチームジャージで、黒や紺以外の色の場合は、学校の名前（杏和、Kyowaなど）が入っているものであれば着用を認める。

防寒用としては、ベージュ又は、黒のストッキングを着用しても良い（柄物、レギンス類は不可）。

その他：手袋、マフラー、耳あて、帽子類については華美にならない物とする。

## 〔4〕通学靴・靴下・ベルト

靴は、運動靴か、黒又は茶の短革靴とする。ただしサンダル、ブーツなどを履いて登校しない。

靴下は、白、黒、紺、グレーを基調とした無地のソックス又は、ハイソックスとする（ワンポイント可）。ルーズソックスは不可とし、スカート着用時については、ベルトの使用をしない。ズボン着用時のベルトは黒、紺、茶を基調とした色とする。単色無地を原則とし、装飾の無いものとする。

## 〔5〕 ボタン・リボン

ボタン：本校指定のボタンを着用する。色は、学年指定とし、別色をつけない。

リボン：本校指定のマーク入りの物とする。

色は学年指定とし、別色の着用や、加工をしてはいけない。

## 〔6〕 制服の下の衣類

カッターシャツ着用時については、黒又は白を基調とした色のシャツとしワンポイント入りは可とする。ハイネックはカッターシャツの襟からはみ出さないものまで認め、これら以外のTシャツ類は不可。また、制服の下の衣類は、首元からはみ出さないものとする。

## 〔7〕 スリッパ

校舎の中では、本校指定のスリッパ（必ず記名）を使用し、体育館シューズ等は使用しない。

## 〔8〕 頭髪・身だしなみ等

### 1. 頭髪・身だしなみについて

ア. パーマ等の薬剤を使った癖付け、染色・脱色行為を行わない。

イ. 長さについては、以下の基準を守ること。

・前髪：目が見えるようにすること

・横髪：耳が見えるようにすること

ウ. 化粧及びカラーコンタクト、アクセサリー類（ピアス、指輪等）をしない。

2. 高校生活を過ごすうえで、必要のない物はもってこない。

## 〔9〕 携帯電話・スマートフォン校内持ち込み規定

1. 校門で電源を切り、通学用カバンに入れ個人で責任を持って管理する。

2. 教員の監督下における教育活動場面では使用を認めるが、教員が指示した内容以外の行為や校内での不適切な使用は行わない。